

令和7年1月21日亀岡市教育委員会会議録

- 1 開会 午後2時00分
閉会 午後3時05分

2 出席委員

神 先 宏 彰	教育長
北 村 真 也	教育長職務代理者
末 永 礼 子	委 員
出 藏 裕 子	委 員
秋 山 伸 夫	委 員
松 浦 千 弘	委 員
野々村 誠 一	委 員

3 欠席委員

なし

4 出席職員

森 岡 浩 之	教育部長
川 口 雅 彦	次長兼総括指導主事
今 西 恵 一	学校教育課長
黒 田 貴 子	学校教育課教育支援担当課長
土 川 博	社会教育課長
宮 本 かおり	社会教育課人権教育担当課長
岩 崎 盛 雄	学校給食センター所長
小 川 博 久	図書館長
片 山 久仁彦	みらい教育リサーチセンター所長
山 内 久美子	みらい教育リサーチセンター副所長兼まなびプロモーション係長事務取扱兼まなびサポート係長事務取扱
中 川 秀 和	こども未来部長
中 井 佐栄子	こども未来部次長
原 田 啓 子	保育課長
谷 裕 幸	保育課保育幼稚園係長
榎 本 祐 輔	教育総務課総務係長

5 傍聴者

なし

6 議事の概要

(1) 開会

○教育長が開会を宣言。

(2) 前回会議録の承認

令和6年12月17日に開催した定例会の会議録を確認し、承認した。

(3) 教育長からの報告

○教育長から以下の報告があった。

◎亀岡市関係

- ・ 校長会議を開催した。1年間を振り返り、計画的な校務の遂行に向けてフィードバックを行う機会とした。
- ・ 12月市議会が休会を迎えた。育親学園の新校舎建設工事に係る入札が不調となったこともあり、今回の議会は教育委員会関係の質問が大変多かった。
- ・ スタディアブロードプログラム報告会に出席した。クニッテルフェルト市を訪問した生徒たちの報告を受けた。
- ・ 仕事始めの式が市民ホールで行われた。
- ・ 商工会議所主催の新春年賀交歓会がギャラリーかめおかで開催され、出席した。
- ・ 1月10日の校長会議では、残り3カ月となった今年度のまとめと、特に中学校では希望進路に向けたサポートをしっかりと行うよう指示した。また、スクールロイヤーの弁護士を講師として、制度の活用について周知を行った。
- ・ 亀岡市老人クラブ連合会新春会長・役員会に出席し、祝辞を述べた。
- ・ 亀岡市消防出初式が亀岡中学校で開催され、出席した。
- ・ 亀岡市はたちの会を開催した。新成人はマナーも大変良く、規律もしっかりしていた。同じ新成人の仲間が実行委員として主体になっていることが大きいと感じた。
- ・ 亀岡市PTA連絡協議会研究大会に出席し、祝辞を述べた。

◎国・府等の関係

- ・ 南丹教育委員会連絡協議会視察研修会が京都市で開催された。大変意義ある充実した研修となった。

(4) 議 事

議案番号	件 名
第13号議案	亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の原案決定について
第14号議案	亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公

	務災害補償に関する規則の一部を改正する規則の制定について
第15号議案	亀岡市学校給食基本計画の策定について

○第13号及び14号議案について保育課長が一括して議案説明を行った。

第13号議案は、亀岡市立幼稚園が令和7年4月から幼保連携型認定こども園「亀岡こども園」へ移行することに伴い、幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の補償に関し必要な事項を定めるため、亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正することとし、その一部改正条例の原案を決定しようとするものである。

第14号議案は、亀岡市立幼稚園を認定こども園に移行することに伴い、「亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則」の一部改正するものであり、その内容は「災害発生の報告に係る規定」から「幼稚園」を削るものである。

第13号及び14号議案について、原案どおり承認した。

○第15号議案について学校教育課長が議案説明を行った。

第15号議案は、中学校における完全給食の導入に向け、市の原状を踏まえた各給食実施方式の実現可能性や経費について、学校現場の調査、専門的な試算、及び学校教育現場での課題分析等の実施結果を取りまとめ、市にとって最適な学校給食実施方式の選定に係る基礎資料として「亀岡市学校給食基本計画」を策定しようとするものである。

第15号議案について、原案どおり承認した。

(5) 報告事項

- ① 亀岡市学校問題解決支援チーム設置要綱の制定について
- ② 学校給食調理・配送業務委託契約の締結について
- ③ 適応指導教室の名称の使用停止について
- ④ サイエンスフレンズ天体観望会について

○各課長等からの報告を受けて、委員から次の質問・意見があった。

< 亀岡市学校問題解決支援チーム設置要綱の制定について >

北村 職務代理者 学校内で起こる保護者等との間での問題に対処するに当たって、このチームを社会教育課が所管することに

違和感がある。状況把握を行う立場としても学校教育課が所管するのが妥当であるように思われるので、再度検討いただければと考える。

土 川 課 長 令和6年度については、支援体制の構築に向けたモデル事業という位置付けであり、現在体制構築に向けた作業を行っているところである。今後は構築した体制をいかに円滑に運営できるかが重要であると考え。その中でなぜ社会教育課がこの事業を担うかということだが、想定される状況として、保護者が学校と完全に対立する状態になってしまった場合に、教職員と話しにくい形になることが考えられる。そういった場合に、社会教育課であれば教職員や学校教育課とは違う目線で対応が考えられたり、保護者が相談しやすくなるメリットがあると考え。

北村職務代理者 保護者と学校の対立関係が生じた場合はスクールロイヤーが対応することになると思うが、その場合に社会教育課が間に入るとかえってややこしくなるのではない。いずれにせよ上手く仕組みが回る体制を考えてほしい。

野々村委員 チームとしては具体的にどんな形で、現場で問題が発生したときに活動していくのか、イメージでかまわないので、学校に赴くのか、あるいは市役所でケース会議を持つような形態なのか、決まっていれば教えてほしい。

土 川 課 長 基本的には苦情を社会教育課で受け付けることは考えていない。事象が発生して相談が寄せられた場合に、専門家会議に諮り、ご意見をうかがう。会議で出たご意見を学校に提案する形になる。社会教育課が前面に立って保護者に対応するという形ではない。側面支援のような形で、法制面や医学面といった専門的な見地からの解決に向けたアドバイスを提示するイメージである。

松 浦 委 員 報道では文部科学省が保護者からの相談や苦情を民間事業者が受託して窓口になって対応するモデル事業を実施すると言われているが、この事業とはまた異なるフローで行うのか。

土 川 課 長 今回の事業も国のモデル事業ではあるが、民間事業者が窓口になるのではなく、苦情から解決まで一貫して対応し、学校の負担軽減を図るものである。基本的にはこれまでどおり学校教育課で一元的に相談

を受け付け、その中でも解決が難しい問題について、社会教育課も一緒になって対応していく形を考えている。

神 先 教 育 長 特に解決が困難な問題については、福祉面など社会教育の観点を変えて対応しなければならない事案が増えている現状がある。スクールロイヤーも直接保護者対応をするよりも、学校に対してアドバイスを行う形が想定されている。

今 西 課 長 補足になるが、学校教育課としては、保護者が子どもの権利条例や子どもの人権といった目線から、これらを所管する社会教育課に第三者的な立ち位置を期待し、学校教育と社会教育が両輪となって包括的に課題解決に向けた方策を考えられる枠組みとしての役割を期待している。

秋 山 委 員 取り組みとしては良い内容になっていると考える。チームの報償金の日額が9,700円になっており、専門家への報償としては安いようにも思えるが、何か規定に基づいているのか。

宮 本 担 当 課 長 非常勤の外部委員に支払う報酬について定めた条例があり、この要綱においても条例に準じた形で額を設定している。

<適応指導教室の名称の使用停止について>

北 村 職 務 代 理 者 「適応指導教室」という名称をあまり使ってほしくないという社会の風潮等を受けての対応であり、一定妥当であると考えます。今後、亀岡市では「やまびこ・ふれ愛教室」という名称を用いることになるが、例えば他市の人から固有名詞である「やまびこ・ふれ愛教室」のカテゴリーとしての位置付けを問われたときに、説明としてどう答えるべきなのかを整理しておく必要があると思う。カテゴリーでいえば「教育支援センター」ということになるのかなと思うが、事務局としての考えは。

山 内 副 所 長 組織体制の整理としては、みらい教育リサーチセンターの中に教育支援センターがあるという形は落ち着きが悪いということで、名称としては教育支援センターは採用しないという方向で考えている。
今後、より適切な名称があれば改めて協議いただきたいと思うが、新年度から「適応指導教室」という表現

は少なくとも外していきたい。

北村職務代理者 適切な名称は必要になると思うが、亀岡市として不登校対策をどうしていくかがまだ定まっていない状態なので、いったん名称については保留し、改めて議論するのがよいと考える。

(6) その他

○次回の教育委員会について案内

日時：令和7年2月26日（水）14時から

場所：別館3階会議室

(7) 閉会

○教育長が閉会を宣言

以 上

○教育長職務代理者

○委 員

○委 員

○委 員

○委 員

○委 員

○教 育 長

(調整者 教育総務課長)